智 第 4 7 8 8 号 令 和 7 年 2 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金兒 英夫

市町村名		智頭町				
(市町村コード)		(313289)				
地域名		宮ノ本地区				
(地域内農業集落名)		(宮ノ本集落)				
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月27日				
		(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は68.3歳であり、町平均の70.1歳と比べて若干低くなっているものの、担い手自体が不足していることと、高齢化が進んでいる中、ほとんどが後継者のめども立っていない状況であることなどから、将来への不安は大きく、水路、農道、法面(高さ、広さ)等の管理負担が増大している。

災害で損壊した水路等の修繕について、災害復旧事業を活用するにも自己負担ができないため難しく、農地維持の阻害要因となっている。

また、鉄道農地の管理(鉄道法面の草刈)がしてもらえないため、景観の悪化が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農地は、条件に合ったを作付・管理を行っていく(日当たりの良い場所は水稲、条件の悪い場所は粗放的管理、等)。

水路の損壊等により取水できない圃場は、水稲以外の作付けを検討する。林産作物の栽培等も含め、収益性の高い農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	8.7 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.9 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字大背(宮ノ本集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向け	た農	農用地の効率的かつ総合	含的	な利用を図るために	必	要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化	のフ	5 針								
	地域での話し合いを継続し、検討する。										
	 (2)農地中間管理機構の活	· ·									
	状況にあわせて検討する。										
	(3)基盤整備事業への取約	打	_ 5 金十								
	必要に応じて検討する。										
	(4)多様な経営体の確保・	育成	の取組方針								
	地域での話し合いを継続し										
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針										
	草刈り作業の委託ができる事業者があれば、活用したい。										
	THE STATE OF										
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)										
	□①鳥獣被害防止対策	_	②有機・減農薬・減肥料	_	③スマート農業	П	4輸出		5果樹等		
				H			<u> </u>	Ш	() N 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	□⑥燃料・資源作物等		⑦保全•管理等	Ш	8農業用施設	Ш	9その他				
	【選択した上記の取組方針	_									
	③リモコン草刈り機などがあ	あれ	ば利用したい。								
	⑦レンゲを植える。										

宮ノ本地区目標地図

